

農林水産省補助事業

韓国 遺伝子組換え食品等の表示基準 一部改正告示（仮訳）

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2017年1月25日に韓国食品医薬品安全処によって告示された「遺伝子組換え食品等の表示基準一部改正告示（食品医薬品安全処告示第2017-7号）」（2017年2月4日施行）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=687&pageNo=1&seq=11597&sitecode=2017-01-25&cmd=v>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

食品医薬品安全処告示第 2017-7 号

遺伝子組換え食品等の表示基準一部改正告示

1. 改正理由

「食品衛生法」第 12 条の 2 改正（'16.2.3）および「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 新設（'16.2.3）に伴い、遺伝子組換え食品等の表示対象を、製造・加工後も遺伝子組換え DNA（DNA, Deoxyribonucleic acid）または遺伝子組換えタンパク質が残存している食品に拡大し、Non-GMO 表示、表示の活字サイズ拡大等を通じて、消費者に正確な情報を提供しようとするものである。

2. 主要内容

- ア. 「健康機能食品に関する法律」の遺伝子組換え健康機能食品表示条項新設（'16.2.3）と「畜産物衛生管理法」第 6 条関連畜産物（畜産物加工品を含む）に対する遺伝子組換え食品等の表示を、改正案に反映して明示する（案第 1 条）
- イ. 「遺伝子組換え生物体の国家間移動等に関する法律」の遺伝子組換え生物体関連条項（第 1 条、第 2 条第 1 号ウ目、第 3 条第 1 項第 1 号、第 4 条第 2 号、第 5 条第 2 号、第 6 条第 3 号および第 4 号、第 7 条第 2 号、第 8 条第 3 号および第 4 号）および条文を削除する
 - 1) 食品用遺伝子組換え農畜水産物は、全量が加工用として輸入されている
 - 2) 食品用遺伝子組換え農畜水産物は、「遺伝子組換え生物体の国家間移動等に関する法律」に伴う「遺伝子組換え生物体」でない食品等として製造・加工されることに伴い、関連条項等は削除
- ウ. 第 2 条用語の定義中、第 1 号「遺伝子組換え食品等」の各目は、「食品衛生法」第 12 条の 2 改正（'16.2.3）および「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 新設（'16.2.3）に伴い、「遺伝子再組み合わせ」を「遺伝子組換え」に統一し、遺伝子組換え健康機能食品、畜産物を追加する（案第 2 条第 1 号ア目、イ目、ウ目）
- エ. 第 2 条用語の定義中、第 2 号「原材料」において、食品は、「健康機能食品に関する法律」「畜産物衛生管理法」から委任された事項を明示し、欧州およびコーデックス（Codex）規定を参考にして、製造・加工に直接使用されない場合には、原材料の範囲から除外する（案第 2 条第 2 号）
- オ. 第 2 条用語の定義中、第 3 号「主要原材料」を削除する
 - 1) 「食品衛生法」第 12 の 2 本文のうち「主要原材料」が「原材料」に改正される

- 2) 遺伝子組換え食品等の表示対象が、主要原材料、すなわち、多く使用した 5 種類の原材料から遺伝子組換え DNA (タンパク質) が残存している原材料に拡大されることに伴い削除
- カ. 第 2 条用語の定義中、第 4 号‘区分流通証明書’は、「輸入食品安全管理特別法施行規則」第 27 条第 1 項第 3 号の内容と一致させるために‘選別’を追加する (案第 2 条第 3 号)
- キ. 第 2 条用語の定義中、第 6 号‘検査成績書’および第 9 条 (検査機関指定等) を削除する
- 1) 最終製品に遺伝子組換え DNA (タンパク質) が残存していないことを立証することができる検査成績書の法的根拠がない
 - 2) ‘検査成績書’の不認定に伴い、用語の定義および検査機関指定等の関連条項を削除
- ク. 第 2 条用語の定義中、‘検査不能’を新設および検査の結果、検査不能である食品の表示除外条項を明示する (案第 2 条第 5 号、案第 3 条第 2 項第 2 号)
- 1) 糖類、油脂類等、高度の精製過程等により遺伝子組換え DNA (タンパク質) が全く残存していないため表示をしない食品等は、指針により管理
 - 2) 最終製品の検査結果が検査不能であるため表示を除いて管理していることに対する法的根拠の設定が必要
 - 3) 表示対象の有無を明確にして表示管理業務の効率性に寄与
- ケ. 第 2 条用語の定義中、第 9 号‘発芽させて育てた農産物’を削除および第 1 号ア目のただし書きを修正する (案第 2 条第 1 号エ目)
- 1) ‘発芽させて育てた農産物’は、用語の定義以外、同告示において言及されていないため別途の定義は不必要
 - 2) 同条第 1 号エ目‘遺伝子組換え農水産物’のただし書き条項に統合して記述
- コ. 遺伝子組換え食品等の表示対象を拡大する (案第 3 条第 1 項)
- 1) 「食品衛生法」第 12 条の 2 改正 (‘16.2.3) および「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 新設 (‘16.2.3)
 - 2) 遺伝子組換え食品等の表示対象が、主要原材料、すなわち、多く使用した 5 種類の原材料から遺伝子組換え DNA (タンパク質) が残存している原材料に拡大
 - 3) 消費者の知る権利を確保
- サ. 「輸入食品安全管理特別法施行令」第 2 条に伴う営業者名称変更および「畜産物衛生管理法施行令」第 21 条に伴い「食品衛生法」により委任された事項に伴う遺伝子組換え食品等の表示義務者を追加して反映する (案第 4 条第 2 号)
- シ. 表示方法に対する簡潔な条文構成のために、‘第 5 条 (表示事項)、第 6 条 (表示方法)、第 7 条 (細部表示基準等)’は、‘第 5 条 (表示方法)’に追加して整理し統合する
- ス. 表示の活字サイズを 10 ポイントから 12 ポイント以上として、消費者の可読性改善に寄与する (案第 5 条第 2 号)
- セ. 遺伝子組換え食品等の表示対象中、遺伝子組換え食品等を使用していない食品等の表示規定を新設する (第 5 条第 8 号)

- 1) 無分別非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示および類似表示使用
 - 2) 非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示等の根拠設定の必要性
 - 3) 非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示方法を明確にして、消費者に正しい情報を提供
- ソ. 消費者の誤認・混同を防止するために、表示対象でない食品等に非遺伝子組換え食品（Non-GMO）表示および類似表示の使用を禁止する（案第 5 条第 9 号）
- タ. 第 8 条（表示事項の適用特例）第 1 号ないし第 2 号の遺伝子組換え食品であることを表示しない場合に該当する‘区分流通証明書、政府証明書’は、案第 3 条第 2 項第 1 号に移動し、‘検査成績書’は削除する

3. その他参考事項

- ア. 関係法令：食品衛生法、健康機能食品に関する法律、畜産物衛生管理法、農水産物品質管理法
- イ. 予算措置：別途措置必要なし
- ウ. 合意： 該当事項なし
- エ. その他： (1) 行政予告（2016.4.21.～2016.7.20）
 (2) 規制審査：規制審査対象（2016.4.18）
 (3) 予備審査：非重要規制（2017.1.23）

食品医薬品安全処告示第 2017-7 号

「食品衛生法」第 12 条の 2、「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 および「畜産物衛生管理法」第 6 条関連「畜産物の表示基準」、「農水産物品質管理法施行令」第 20 条に伴う「遺伝子組換え食品等の表示基準」を次のとおり改正告示します。

2017 年 1 月 25 日
食品医薬品安全処長

遺伝子組換え食品等の表示基準一部改正告示

遺伝子組換え食品等の表示基準の一部を次のとおり改正する。

第 1 条中、“「食品衛生法」第 12 条の 2”を“「食品衛生法」第 12 条の 2,「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 および「畜産物衛生管理法」第 6 条関連「畜産物の表示基準」、「農水産物品質管理法施行令」第 20 条”に、“必要な事項、「農水産物品質管理法施行令」第 20 条に伴う遺伝子組換え農水産物の表示基準および表示方法等に関する細部事項、「遺伝子組換え生物体の国家間移動等に関する法律」第 24 条に伴う遺伝子組換え生物体の表示方法、その他に必要”を“必要”に、“遺伝子組換え食品等の安全な取り扱いを図り、消費者”を“消費者”とする。

第 2 条第 1 号ア目からウ目までを、それぞれ次のとおりとする。

- ア. 「食品衛生法」第 12 条の 2 第 1 項の遺伝子組換え食品および遺伝子組換え食品添加物
- イ. 「健康機能食品に関する法律」第 17 条の 2 の遺伝子組換え健康機能食品
- ウ. 「畜産物衛生管理法」第 6 条に伴う畜産物

第 2 条第 1 号にエ目を次のとおり新設する。

- エ. 「農水産物品質管理法」第 2 条第 11 号の遺伝子組換え農水産物（大豆もやし、大豆の葉のように、該当品目の種子を発芽させて育てた野菜等を含む。以下同様）

第 2 条第 2 号中、“精製水を除外した食品”を“水を除外した食品（健康機能食品、農畜水産物を含む。以下同様）”とし、“製品内”を“製品の内”とし、同号にただし書きを次のとおり新設する。

ただし、加工補助剤（食品の製造・加工中、特定の技術的目的を達成するために意図的に使用された物質）、賦形剤（食品成分の均一性のために添加する物質）、希釈剤（食品の物理・化学的性質を変化させずに、その濃度を低めるために添加する物質）、安定剤（食品の物理・化学的変化を防止する目的として添加する物質）の用途として使用したものは除外する。

第 2 条第 3 号、第 6 号および第 9 号を、それぞれ削除し、同条第 4 号、第 5 号、第 7 号お

よび第 8 号を、それぞれ同条第 3 号、第 4 号、第 6 号および第 7 号とするとともに、同条第 3 号（従来の第 4 号）中、“種子の購入・生産・製造・保管・運搬・船積”を“種子の購入・生産・製造・保管・選別・運搬・船積”とし、同条第 4 号（従来の第 5 号）中、“第 4 号”を“第 3 号”とするとともに、同条に第 5 号を次のとおり新設する。

5. "検査不能"とは、PCR 検査において内在遺伝子の増幅産物が検出されない場合をいう。第 3 条を次のとおりとする。

第 3 条（表示対象）①「食品衛生法」第 18 条に伴う安全性審査の結果、食品用として承認された遺伝子組換え農畜水産物と、これを原材料として製造・加工後も遺伝子組換え DNA または遺伝子組換えタンパク質が残存している遺伝子組換え食品等は、遺伝子組換え食品であることを表示しなければならない。

②第 1 項の表示対象のうち、次の各号のいずれか一に該当する場合には、遺伝子組換え食品であることを表示しないことができる。

1. 遺伝子組換え農産物が非意図的に 3%以下である農産物と、これを原材料として使用して製造・加工した食品または食品添加物。ただし、この場合には、区分流通証明書または政府証明書を具備しなければならない。
2. 高度の精製過程等により遺伝子組換え DNA または遺伝子組換えタンパク質が全く残存していないため検査不能な糖類、油脂類等

第 4 条の題目“(遺伝子組換え食品等の表示義務者)”を“(表示義務者)”とし、同条第 1 号中“遺伝子組換え農水産物：遺伝子組換え農水産物”を“遺伝子組換え農畜水産物：遺伝子組換え農畜水産物”とするとともに、同条第 2 号を次のとおりとする。

2. 遺伝子組換え食品：「食品衛生法施行令」第 21 条に伴う食品製造・加工業、即席販売製造・加工業、食品添加物製造業、食品小分業、流通専門販売業の営業を行う者、「輸入食品安全管理特別法施行令」第 2 条に伴う輸入食品等輸入・販売業の営業を行う者、「健康機能食品に関する法律施行令」第 2 条に伴う健康機能食品製造業、健康機能食品流通専門販売業の営業を行う者、または「畜産物衛生管理法施行令」第 21 条に伴う畜産物加工業、畜産物流通専門販売業の営業を行う者

第 4 条第 3 号を削除する。

第 5 条および第 6 条を、それぞれ次のとおりとする。

第 5 条（表示方法）遺伝子組換え食品の表示方法は、次の各号のとおりである。

1. 表示は、ハングルにより表示しなければならない。ただし、消費者の理解を助けるために漢字もしくは外国語をハングルと並べて表示しようとする場合、漢字もしくは外国語は、ハングル表示活字のサイズと同じもしくは小さいサイズの活字により表示しなければならない。
2. 表示は、消えないインク・刻印または焼印等を使用するか、もしくは剥がれないステッカーまたはラベル紙等を使用して、消費者が容易に認識することができるように、該当容器・包装等の背景色と明確に区別される色相により 12 ポイント以上の活字サイ

ズにより鮮明に表示しなければならない。

3. 遺伝子組換え農畜水産物の表示は、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜の場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○○（野菜名）"と表示しなければならない。
 4. 遺伝子組換え農畜水産物が含まれている場合には、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）を含む"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜が含まれている場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○○（野菜名）を含む"と表示しなければならない。
 5. 遺伝子組換え農畜水産物が含まれている可能性がある場合には、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）を含む可能性がある"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜が含まれている可能性がある場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○○（野菜名）を含む可能性がある"と表示することができる。
 6. 遺伝子組換え食品の表示は、消費者が十分に認識することができるように、当該製品の主表示面に"遺伝子組換え食品"、"遺伝子組換え食品添加物"、"遺伝子組換え健康機能食品"または"遺伝子組換え○○を含む食品"、"遺伝子組換え○○を含む食品添加物"、"遺伝子組換え○○を含む健康機能食品"と表示するか、もしくは当該製品に使用された原材料名のすぐそばにかっこで"遺伝子組換え"または"遺伝子組換えされた○○"と表示しなければならない。
 7. 遺伝子組換の有無を確認することができない場合には、当該製品の主表示面に"遺伝子組換え○○を含む可能性がある"と表示するか、もしくは製品に使用された当該製品の原材料名のすぐそばにかっこで"遺伝子組換え○○を含む可能性がある"と表示することができる。
 8. 第 3 条第 1 項に該当する表示対象のうち、遺伝子組換え食品等を使用していない場合であって、表示対象原材料の含有量が 50%以上であるか、または該当原材料含有量が第 1 順位で使用している場合には、“非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free”表示をすることができる。この場合には、非意図的の混入値が認められない。
 9. 第 3 条第 1 項に該当する表示対象遺伝子組換え農畜水産物でない農畜水産物、またはこれを使用して製造・加工した製品には、“非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free"または、これと類似の用語を使用して消費者に誤認・混同を与えてはならない。
 10. 遺伝子組換え農畜水産物が母船またはコンテナ等に船積または積載されて、貨物（Bulk）状態により輸入または販売される場合には、表示事項を信用状（L/C）または商業送り状（Invoice）に表示しなければならないが、貨物車両等に積載された状態により国内流通する場合には、車両と運送り状等に表示しなければならない。
- 第 6 条（表示事項の適用特例） 次の各号のいずれか一に該当する場合には、第 5 条の規定

にかかわらず、次のとおり表示することができる。

1. 即席販売製造・加工業の事業者が、自身が製造・加工した遺伝子組換え食品を陳列販売する場合であって、遺伝子組換え食品表示事項を陳列箱に表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。
2. 豆腐類を、運搬用衛生ケースを使用して販売する場合であって、その衛生ケースに遺伝子組換え食品表示事項を表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。

第 7 条を削除し、第 10 条を第 7 条とするとともに、同条中“「行政規制基本法」第 8 条および「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」（大統領訓令第 248 号）”を“「行政規制基本法」第 8 条「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」”とする。

第 8 条および第 9 条を、それぞれ削除する。

付則<第 2017-7 号、2017.1.25>

第 1 条（施行日）この告示は、2017 年 2 月 4 日から施行する。

第 2 条（適用例）この告示は、この告示施行以後に製造・加工または輸入される遺伝子組換え食品等（船積日基準）に適用する。

2. "原材料"とは、人為的に加える精製水を除外した食品または食品添加物の製造・加工に使用される物質であって、最終製品内に入っているものをいう。

<ただし書き新設>

3. "主要原材料"とは、食品（健康機能食品を含む。以下同様）または食品添加物の製造・加工に使用した原材料のうち、多く使用した 5 種類の原材料をいう。

4. "区分流通証明書"とは、種子購入・生産・製造・保管・運搬・船積等、取り扱いの過程において遺伝子組換え食品等と区分して管理したことを証明する書類をいう。

5. "政府証明書"とは、第 4 号と同等の効力があることを、生産国または輸出国の政府が認める証明書をいう。

<新設>

6. "検査成績書"とは、遺伝子組換え食品等であるかどうかを判定するために第 9 条の検査機関において検査した成績書をいう。

7. (省略)

8. (省略)

9. "発芽させて育てた農産物"とは、大豆もやしのように、種子を発芽させて育てた若い野菜である新芽野菜等をいう。

同様)

2. -----水を除外した食品（健康機能食品、農畜水産物を含む。以下同様）-----製品の内-----

ただし、加工補助剤（食品の製造・加工中、特定の技術的目的を達成するために意図的に使用された物質）、賦形剤（食品成分の均一性のために添加する物質）、希釈剤（食品の物理・化学的性質を変化させずに、その濃度を低めるために添加する物質）、安定剤（食品の物理・化学的変化を防止する目的として添加する物質）の用途として使用したものは除外する。

<削除>

3. -----種子購入・生産・製造・保管・選別・運搬・船積-----

4. -----第 3 号-----

5. "検査不能"とは、PCR 検査において内在遺伝子の増幅産物が検出されない場合をいう。

<削除>

6. (現行第 7 号と同様)

7. (現行第 8 号と同様)

<削除>

第3条（遺伝子組換え食品等の表示対象）①
遺伝子組換え食品等の表示対象は、次の各号のとおりである。

1. 「食品衛生法」第18条に伴う安全性審査の結果、食品用として承認された遺伝子組換え農水産物と遺伝子組換え生物体
2. 第1号の遺伝子組換え農水産物もしくは遺伝子組換え生物体を主要原材料として一種以上を使用して製造・加工した食品または食品添加物のうち、製造・加工後も遺伝子組換えDNAまたは遺伝子組換えタンパク質が残存している食品または食品添加物（以下、「遺伝子組換え食品」という）

②第1項第2号に伴う表示対象は、次の各号のいずれかに該当する遺伝子組換え食品とするとともに、表示対象の分類は「食品衛生法」第7条に伴う「食品の基準および規格」、「食品添加物の基準および規格」と「健康機能食品に関する法律」第14条に伴う「健康機能食品の基準および規格」による。

1. 規格外一般加工食品のうち、大豆または、きな粉を使用した豆類加工品
2. 規格外一般加工食品のうち、とうもろこしまたは、とうもろこし粉を使用した穀類加工品
3. 長期保存食品のうち、大豆を使用した缶詰・瓶詰、レトルト、冷凍食品
4. 長期保存食品のうち、とうもろこしを使用した缶詰・瓶詰、レトルト、冷凍食品
5. 菓子類のうち、菓子
6. パンまたは餅類
7. 豆腐類またはムク類のうち、豆腐、堅豆腐、ゆば、加工豆腐

第3条（表示対象）①「食品衛生法」第18条に伴う安全性審査の結果、食品用として承認された遺伝子組換え農畜水産物と、これを原材料として製造・加工後も遺伝子組換えDNAまたは遺伝子組換えタンパク質が残存している遺伝子組換え食品等は、遺伝子組換え食品であることを表示しなければならない。

②第1項の表示対象のうち、次の各号のいずれかに該当する場合には、遺伝子組換え食品であることを表示しないことができる。

1. 遺伝子組換え農産物が非意図的に3%以下である農産物と、これを原材料として使用して製造・加工した食品または食品添加物。ただし、この場合には区分流通証明書または政府証明書を具備しなければならない。
2. 高度の精製過程等により遺伝子組換えDNAまたは遺伝子組換えタンパク質が全く残存していないため検査不能な糖類、油脂類等

- 8. 飲み物類のうち、豆乳類
- 9. 特殊用途食品
- 10. 醤油類のうち、味噌玉麴、韓国式味噌、味噌、調味味噌、コチュジャン、調味コチュジャン、清麴醬（チョングクチャン）、混合醬
- 11. 煮物食品
- 12. その他食品類のでんぷん類のうち、とうもろこしでんぷん
- 13. その他食品類のうち、ポップコーン用とうもろこし加工品
- 14. その他、大豆、とうもろこし、綿花、アブラナ、テンサイ（これを発芽させて育てた大豆もやし、新芽野菜等を含む）を主要原材料として使用した食品および健康機能食品
- 15. 食品添加物のうち、とうもろこしでんぷん等を使用した混合製剤類
- 16. その他に、第1号から第15号までの食品を主要原材料として使用した食品および健康機能食品

第4条 （遺伝子組換え食品等の表示義務者）

遺伝子組換え食品等の表示義務者は、次の各号のとおりである。

- 1. 遺伝子組換え農水産物：遺伝子組換え農水産物を生産して出荷・販売する者、または販売する目的で保管・陳列する者
- 2. 遺伝子組換え生物体：遺伝子組換え生物体を開発・生産または輸入する者

第4条 （表示義務者）-----

- 1. 遺伝子組換え農畜水産物：遺伝子組換え農畜水産物-----
- 2. 遺伝子組換え食品：「食品衛生法施行令」第21条に伴う食品製造・加工業、即席販売製造・加工業、食品添加物製造業、食品小分業、流通専門販売業の営業を行う者、「輸入食品安全管理特別法施行令」第2条に伴う輸入食品等輸入・販売業の営業を行う者、「健康機能食品に関する法律施行令」第2条に伴う健康機能食品製造業、健康機能食品流通専門販売業の

3. 遺伝子組換え食品：「食品衛生法施行令」第 21 条に伴う食品製造・加工業、即席販売製造・加工業、食品添加物製造業、食品小分業、流通専門販売業または食品等輸入販売業の営業を行う者および「健康機能食品に関する法律施行令」第 2 条に伴う健康機能食品製造業、健康機能食品輸入業または健康機能食品流通専門販売業の営業を行う者

第 5 条（表示事項）遺伝子組換え食品等の表示事項は、次の各号のとおりである。

1. 遺伝子組換え農水産物

ア. 遺伝子組換え農水産物に該当するという事実

イ. 遺伝子組換え農水産物を含むか、または含む可能性があるという事実

2. 遺伝子組換え生物体

ア. 遺伝子組換え生物体の名称、種類・用途および特性

イ. 遺伝子組換え生物体の安全な取り扱いのための注意事項

ウ. 遺伝子組換え生物体の開発者または生産者、輸出者および輸入者の氏名、住所および連絡先（電話番号等）

エ. 遺伝子組換え生物体に該当するという事実

オ. 環境放出により使用される遺伝子組換え生物体に該当するかどうか

3. 遺伝子組換え食品

ア. 遺伝子組換え食品に該当するという事実

イ. 遺伝子組換え食品を含むか、または含む可能性があるという事実

営業を行う者、または「畜産物衛生管理法施行令」第 21 条に伴う畜産物加工業、畜産物流通専門販売業の営業を行う者

<削除>

第 5 条（表示方法）遺伝子組換え食品の表示方法は、次の各号のとおりである。

1. 表示は、ハングルにより表示しなければならない。ただし、消費者の理解を助けるために、漢字もしくは外国語をハングルと並行して表示しようとする場合、漢字もしくは外国語は、ハングル表示活字のサイズと同じもしくは小さいサイズの活字により表示しなければならない。

2. 表示は、消えないインク・刻印または焼印等を使用するか、もしくは剥がれないステッカーまたはラベル紙等を使用して、消費者が容易に認識することができるように、該当容器・包装等の背景色と明確に区別される色相により 12 ポイント以上の活字サイズにより鮮明に表示しなければならない。

3. 遺伝子組換え農畜水産物の表示は、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜の場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○○（野菜名）"と表示しなければならない。

4. 遺伝子組換え農畜水産物が含まれてい

る場合には、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）を含む"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜が含まれている場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○（野菜名）を含む"と表示しなければならない。

5. 遺伝子組換え農畜水産物が含まれている可能性がある場合には、"遺伝子組換え○○（農畜水産物品目名）を含む可能性がある"と表示し、遺伝子組換え農産物として生産した野菜が含まれている可能性がある場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）として生産した○○（野菜名）を含む可能性がある"と表示することができる。
6. 遺伝子組換え食品の表示は、消費者が十分に認識することができるように、当該製品の主表示面に"遺伝子組換え食品"、"遺伝子組換え食品添加物"、"遺伝子組換え健康機能食品"または"遺伝子組換え○○を含む食品"、"遺伝子組換え○○を含む食品添加物"、"遺伝子組換え○○を含む健康機能食品"と表示するか、もしくは当該製品に使用された原材料名のすぐそばにかつこで"遺伝子組換え"または"遺伝子組換えされた○○"と表示しなければならない。
7. 遺伝子組換えの有無を確認することができない場合には、当該製品の主表示面に"遺伝子組換え○○を含む可能性がある"と表示するか、もしくは製品に使用された当該製品の原材料名のすぐそばにかつこで"遺伝子組換え○○を含む可能性がある"と表示することができる。
8. 第3条第1項に該当する表示対象のう

ち、遺伝子組換え食品等を使用していない場合であって、表示対象原材料の含有量が50%以上であるか、または該当原材料含有量が第1順位で使用している場合には、“非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free”表示をすることができる。この場合には、非意図的混入値が認められない。

9. 第3条第1項に該当する表示対象遺伝子組換え農畜水産物でない農畜水産物、またはこれを使用して製造・加工した製品には、“非遺伝子組換え食品、無遺伝子組換え食品、Non-GMO、GMO-free”または、これと類似の用語を使用して、消費者に誤認・混同を与えてはならない。

10. 遺伝子組換え農畜水産物が母船またはコンテナ等に船積または積載されて、貨物 (Bulk) 状態により輸入または販売される場合には、表示事項を信用状 (L/C) または商業送り状 (Invoice) に表示しなければならず、貨物車両等に積載された状態により国内流通する場合には、車両と運送り状等に表示しなければならない。

第6条 (表示方法) 遺伝子組換え食品等の表示方法は、次の各号のとおりである。

1. 表示は、ハンダにより表示しなければならない。
2. 表示は、消えないインク・刻印または焼印等を使用するか、もしくは剥がれないステッカーまたはラベル紙等を使用して、消費者が容易に認識することができるように、該当容器・包装等の背景色と明確に区別される色相により 10 ポイント以上の活字のサイズにより鮮明に表示しなければならない。

第6条 (表示事項の適用特例) 次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の規定にかかわらず、次のとおり表示することができる。

1. 即席販売製造・加工業の営業者が、自身が製造・加工した遺伝子組換え食品を陳列販売する場合であって、遺伝子組換え食品表示事項を陳列箱に表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。
2. 豆腐類を、運搬用衛生ケースを使用して

3. 遺伝子組換え農水産物を包装せずに、バラまたは散物の形態により販売する場合には、表示柱、案内表示板等により販売場所に表示しなければならない。ただし、最終消費者に販売しない場合には、送り状等、取引証明書に表示することができる。

4. 遺伝子組換え農水産物のうち生きている水産物の場合には、保管施設（水族館等）に遺伝子組換えをしていない水産物と混ざらないように、区分・区画して表示柱、案内表示板等により表示する。ただし、最終消費者に販売しない場合であって、コンテナまたは水槽車両等に収容していて表示が難しいときには、送り状等、取引証明書に表示することができる。

5. 遺伝子組換え生物体が母船またはコンテナ等に船積または積載されている貨物（Bulk）状態により輸入または販売される場合には、表示事項を信用状（L/C）または商業送り状（Invoice）に表示しなければならない。国内流通をする時もしくは麻袋、ビニル袋、カン等の包装単位により輸入される場合には、流通・販売のための包装単位別に、それぞれの容器・包装の表面に表示しなければならない。

6. 遺伝子組換え生物体が貨物車量等に積載された貨物状態により国内流通される場合には、運送り状等に表示しなければならない。

第7条（細部表示基準等）遺伝子組換え食品等の細部表示基準は、次の各号のとおりである。

1. 遺伝子組換え農水産物

販売する場合であって、その衛生ケースに遺伝子組換え食品表示事項を表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。

<削除>

ア. 遺伝子組換え農水産物の表示は、"遺伝子組換え○○（農水産物品目名）"と表示し、遺伝子組換え農産物により生産した新芽野菜の場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）により生産した○○（新芽野菜名）"と表示しなければならない。

イ. 遺伝子組換え農水産物が含まれる場合には、"遺伝子組換え○○（農水産物品目名）を含む"と表示し、遺伝子組換え農産物が含まれた農産物により生産した新芽野菜の場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）により生産した○○（新芽野菜名）を含む"と表示しなければならない。

ウ. 遺伝子組換え農水産物が含まれている可能性がある場合には、"遺伝子組換え○○（農水産物品目名）を含む可能性がある"と表示する。ただし、遺伝子組換え農産物が含まれている可能性がある農産物により生産された新芽野菜の場合には、"遺伝子組換え○○（農産物品目名）により生産した○○（新芽野菜名）を含む可能性がある"と表示することができる。

2. 遺伝子組換え生物体

ア. 遺伝子組換え生物体の表示事項のうち、名称は"遺伝子組換え○○（生物体品目名）"と、種類は"遺伝子組換え○○（農産物、水産物等、生物体の種類）"と、用途は"食品用"と表示し、特性は"除草剤耐性、害虫抵抗性、干ばつ抵抗性、脂肪酸組成変化等"承認を受けた該当特性を表示する。

イ. 遺伝子組換え生物体の安全な取り扱いに関する注意事項は、運送等取り

扱い過程において環境流出しないように管理しなければならないという事項と、非意図的に環境流出した場合に、措置しなければならない事項等を含めて表示しなければならない。

(例示) "遺伝子組換え生物体である○○(生物体品目名)は、荷役・運送・貯蔵・包装等取り扱い過程において、他の生物体と混ざるか、もしくは外部流出しないようにしなければならない。万一、やむをえない事情等により遺伝子組換え生物体が非意図的に環境に流出した場合には、ただちに管轄○○地方食品医薬品安全庁長(以下、"○○地方庁長"という)に申告し、地方庁長の指示に従わなければならない"等の表示

3. 遺伝子組換え食品

ア. 遺伝子組換え食品の表示は、該当製品の主表示面に"遺伝子組換え食品"または"遺伝子組換え○○を含む食品"もしくは"遺伝子組換え食品添加物"または"遺伝子組換え○○を含む食品添加物"と表示するか、もしくは製品に使用されている遺伝子組換え食品等の原材料名のすぐそばにかっこで"遺伝子組換え"または"遺伝子組換えされた○○"と表示しなければならない。

イ. 遺伝子組換えの有無を確認することができない場合は、該当製品の主表示面に"遺伝子組換え○○を含む可能性がある"と表示するか、もしくは製品に使用されている該当製品原材料

名のすぐそばにかっこで"遺伝子組換え〇〇を含む可能性がある"と表示することができる。

第8条（表示事項の適用特例）次の各号のい ずれかーに該当する場合には、第5条および第6条の規定にかかわらず、次のとおり表示することができる。

1. 遺伝子組換え農産物が3%以下で含まれている場合には、"遺伝子組換え農産物"という表示を行わないことができる。ただし、この場合、区分流通証明書・政府証明書または検査成績書を具備しなければならない。
2. 輸入しようとする食品または食品添加物が第3条第2号に伴う表示管理対象食品もしくは区分流通証明書・政府証明書を提出できない場合であって、該当製品を検査して検査の結果、遺伝子組換えDNAが全く残存していないことを立証した検査成績書を提出するときには、"遺伝子組換え食品"という表示をしないことができる。
3. 遺伝子組換え農水産物を網または無包装により編むか、もしくは縛った状態の場合であって、販売する場合には、表示札または荷札等によっても表示することができる。
4. 遺伝子組換え生物体の名称等については必要な場合、原文または英文を使用することができる、開発者または生産者、輸出者および輸入者と関連した事項の表示は、該当製品輸出国（生産国）の言語により表示することができる。
5. 即席販売製造・加工業の営業者が、自身が製造・加工した遺伝子組換え食品を陳列販売する場合であって、遺伝子組換え

<削除>

食品表示事項を陳列箱に表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。

6. 豆腐類を、運搬用衛生ケースを使用して販売する場合であって、その衛生ケースに遺伝子組換え食品表示事項を表示するか、もしくは別途の表示板に記載して掲示するときには、個々の製品別表示を省略することができる。

第9条（検査機関指定等）①「農水産物品質管理法施行令」第20条第4項の規定により遺伝子組換え農水産物であるかどうかを判定するための検定機関と、遺伝子組換え生物体および遺伝子組換え食品であるかどうかを判定するための検査機関は、「食品衛生法」第24条第1項第1号に伴い、総理令に定める食品衛生検査機関および同条第2項第1号に伴い、食品医薬品安全処長が指定した食品衛生専門検査機関とする。

②遺伝子組換え食品等の細部的な検査法および検体採取方法等は、食品医薬品安全処長が定めて告示する。

第10条（再検討期限）「行政規制基本法」第8条および「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」（大統領訓令第248号）により2014年1月1日を基準として3年となる時点（3年目ごとの12月31日までをいう）ごとに、その妥当性を検討して改善等の措置を行わなければならない。

<削除>

第7条（再検討期限）「行政規制期本法」第8条「訓令・例規等の発令および管理に関する規定」

お役立ち度アンケートへのご協力をお願い

ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本調査を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。

◆本調査のお役立ち度（必須）

役に立った まあ役に立った あまり役に立たなかった 役に立たなかった
その理由をご記入ください。

◆本調査をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。（任意）

◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。（任意）

◆貴社・団体名（任意）

◆お名前（任意）

◆メールアドレス（任意）

◆企業規模（必須） 大企業 中小企業 その他

FAX 送信先：03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afc/kr_gmo/)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

韓国 遺伝子組換え食品等の表示基準一部改正告示（仮訳）

2017年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載